

令和4年9月19日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、KWORLD3 ボクシングジム（以下「KWORLD3 ジム」という）所属ボクサーである上江洲タケシ（ライセンスNo.50418）選手を令和4年8月27日より6カ月のライセンス停止処分とする。

理由： KWORLD3 ジム上江洲タケシ選手は、令和4年8月28日の試合の前日計量において1.4kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は上江洲タケシ選手を令和4年8月27日より6カ月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 1 号に基づき、KWORLD3 ジムのマネージャーである前田幸弘（ライセンスNo.49641）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、前田幸弘氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション